

議案第25号

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県行政組織条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
			(設置)	(設置)	

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部を置く。

政策戦略本部

輝く・息取創造本部

交流人口拡大本部

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。

令和新時代創造本部

総務部

危機管理局

総務部

危機管理部

地域社会振興部

福祉保健部

子ども家庭部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

地域づくり推進部

福祉保健部

子育て・人財局

生活環境部

商工労働部

農林水産部

(令和新時代創造本部の所掌事務)

第3条 令和新時代創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項

(2) 地方創生に関する事項

(3) 広報に関する事項

(4) 男女共同参画社会に関する事項

(5) 統計に関する事項

(政策戦略本部の所掌事務)

第3条 政策戦略本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項

(2) 行政運営の連絡調整に関する事項

- (3) 広報に関する事項
- (4) 税務及び財政に関する事項
- (5) 議会との調整に関する事項
- (6) デジタル社会の推進に関する事項（総務部と共管）

(交流人口拡大本部の所掌事務)

第4条 交流人口拡大本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項
- (2) 観光の振興に関する事項
- (3) 国内交流及び国際交流の推進に関する事項

(輝く鳥取創造本部の所掌事務)

第4条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人口減少対策に関する事項
- (2) 中山間地域の振興に関する事項
- (3) 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項

- (4) 交通政策に関する事項
- (5) 空港の整備及び管理に関する事項
- (6) 観光の振興に関する事項
- (7) 国内交流及び国際交流の推進に関する事項

(危機管理局の所掌事務)

第5条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防災及び危機管理に関する事項
- (2) 原子力防災対策に関する事項
- (3) 災害危機情報に関する事項
- (4) 地域の危機対応力の向上に関する事項
- (5) 消防に関する事項

(総務部の所掌事務)

第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政運営の連絡調整に関する事項

(総務部の所掌事務)

第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政運営の連絡調整に関する事項

		(2) <u>議会との調整に関する事項</u>
(1)	<u>財産管理に関する事項</u>	(3) <u>財政、税務及び財産管理に関する事項</u>
(2)	略	(4) 略
(3)	略	(5) 略
(4)	略	(6) 略
(5)	略	(7) 略
		(8) <u>人権及び同和対策に関する事項</u>
(6)	略	(9) 略
(7)	<u>統計に関する事項</u>	(10) 略
(8)	略	(11) 略
(9)	略	(12) 略
(10)	略	
		(13) <u>情報化の推進に関する事項</u>
(11)	<u>デジタル社会の推進に関する事項（政策戦略本部と共管）</u>	
(12)	略	(14) 略
		(15) <u>産業廃棄物処理施設（公益財団法人鳥取県環境管理事業セ</u>

ンターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。) の設置許可に関する事項(国土整備部と共管)

(13) その他他の部の所掌に属しない事項

(16) その他他の部局の所掌に属しない事項

(危機管理部の所掌事務)

第6条 危機管理部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 防災及び危機管理に関する事項

(2) 原子力防災対策に関する事項

(3) 災害危機情報に関する事項

(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項

(5) 消防に関する事項

(地域社会振興部の所掌事務)

第7条 地域社会振興部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 産業廃棄物処理施設(公益財団法人鳥取県環境管理条例セ

(地域づくり推進部の所掌事務)

第7条 地域づくり推進部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

ンターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限

る。) の設置許可に関する事項 (国土整備部と共管)

(6) 人権及び同和対策に関する事項

(7) 男女共同参画社会に関する事項

(8) 略

(5) 略

(6) 中山間地域の振興に関する事項

(7) 地域交通政策に関する事項

(8) 略

(9) 略

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 障害者福祉に関する事項 (障害児福祉に関する事項を除く。)

(1)・(2) 略

(3) 障害者福祉に関する事項

(4)～(7) 略

(8) 感染症対策に関する事項

(福祉保健部の所掌事務)
第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 感染症対策に関する事項

<p>(子育て・人財局の所掌事務)</p> <p>第9条 子ども家庭部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 障害児福祉に関する事項</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>第9条 子育て・人財局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項（地域社会振興部及び国土整備部の所管に係るものを除く。）</p> <p>(5)～(12) 略</p> <p>(13) 都市計画に関する事項</p> <p>(14) 住宅に関する事項（次号に掲げるものを除く。）</p>
---	---	---

(15) 略

(14) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項

(15) 略

(国土整備部の所掌事務)

(国土整備部の所掌事務)

第13条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(1)・(2) 略

(3) 都市計画に関する事項

(3) 都市計画に関する事項

(4) 略

(4) 略

(5) 略

(5) 略

(6) 港湾及び漁港の整備及び管理に関する事項

(6) 港湾及び漁港の整備及び管理に関する事項

(7) 港の管理に関する事項

(7) 港の管理に関する事項

(6) 産業廃棄物処理施設 (公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。) の設置許可に関する事項 (地域社会振興部と共管)

(7) 産業廃棄物処理施設 (公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。) の設置許可に関する事項 (総務部と共管)

(統轄監及び部長)

(統轄監及び部長)

第13条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。

			第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、統轄監及び部局の長（以下「 <u>部長</u> 」といふ。）を置く。	第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、統轄監及び部局の長（以下「 <u>部局長</u> 」といふ。）を置く。	
2	統轄監は、各部の総合調整を行う。	2	統轄監は、令和新時代創造本部を所掌するとともに、各部局の総合調整を行ふ。	2	統轄監は、令和新時代創造本部を所掌するとともに、各部局の総合調整を行ふ。
3	部長は、第1項の事務を処理するとともに、部の所掌事務をつかさどる。	3	部局長は、第1項の事務を処理するとともに、部局の所掌事務をつかさどる。	3	部局長は、第1項の事務を処理するとともに、部局の所掌事務をつかさどる。
4	部長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。	4	部局長は、県行政全般にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理局を部の外に置く。	4	部局長は、県行政全般に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。
			(部以外の組織及び分掌事務)		(部以外の組織及び分掌事務)
			第15条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理局を部の外に置く。	第15条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理局を部の外に置く。	
2	会計管理局に長を置き、会計管理者とする。	2	会計管理局に長を置き、会計管理者とする。	2	会計管理局に長を置き、会計管理者とする。
3	会計管理者は、会計管理局の所掌事務をつかさどるとともに、	3	会計管理者は、会計管理局の所掌事務をつかさどるとともに、	3	会計管理者は、会計管理局の所掌事務をつかさどるとともに、

知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行ふ。

4 会計管理者は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、部局長と相互に協力してその任に当たるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。